



島根県報

平成20年9月30日(火)
号外第119号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第72号)

1 規則の概要

- (1) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う規定及び様式の整備
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第72号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第72条の74」の次に「(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第19条の規定により適用される場合を含む。)」を加える。

第28条の見出し中「県税」を「県税等」に改め、同条第2項中「第72条の66第1項」の次に「(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を加え、同条第3項表以外の部分中「県税」の次に「及び地方法人特別税(地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条の地方法人特別税をいう。以下同じ。)」を加える。

第30条第1項を次のように改める。

県税及び地方法人特別税の納税等の証明書の交付を受けようとする者は、県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書(一般用)(第68号様式その1)又は県税の納税等の証明書交付申請書(自動車継続検査用)(第68号様式その2)を所長に提出しなければならない。

第30条第2項及び第31条中「県税」の次に「及び地方法人特別税」を加える。

第36条の表第8号中「法人等」を「法人」に、「^{県民税}法人の^{事業税}更正(決定)通知書(第89号様式)」を「法人の県民

税・事業税・地方法人特別税更正(決定)通知書(第89号様式)」に改める。

第37条の見出し中「法人の事業税」の次に「及び地方法人特別税」を加え、同条中「法人の事業税」の次に「及び地方

法人特別税」を加え、「法人事業税の申告期限延長承認（申請却下）通知書」を「法人の事業税・地方法人特別税の申告期限延長承認（申請却下）通知書」に改める。

第40条の見出し及び同条の表以外の部分中「事業税」の次に「及び地方法人特別税」を加え、同条の表第1号中

「

 県民税
 法人の
 事業税

 更正（決定）通知書（第89号様式）」を「法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正（決定）通知書
 」

（第89号様式）」に改める。

第10号様式表面中

「この処分に対する不服申立ての方法等については、裏面を御覧ください。」を

「備考

- 1 この処分に対する不服申立ての方法等については、裏面を御覧ください。 に改める。
- 2 法人の事業税・地方法人特別税は、合算表示しています。 」

第28号様式その1表面中「ご覧」を「御覧」に改め、同様式裏面中「納めてください。」の次に「ただし、法人事業税及び地方法人特別税は、合算により計算してください。」を、「軽油引取税」の次に「・産業廃棄物減量税・核燃料税」を加え、「(3) 法人県民税・法人事業税・県たばこ税・自動車取得税・産業廃棄物減量税」を「(3) 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・県たばこ税・自動車取得税」に、「 法人県民税及び法人事業税の特例」を「 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の特例」に改める。

第59号様式中「付」を「付け」に改め、「県税」の次に「・地方法人特別税」を加える。

第67号様式その2中「県税の現在額は」を「県税・地方法人特別税の現在額は、」に、

「

 交付要求（参加差押）
 をした
 県税の
 現在額

 を

 特別税の
 現在額
 をした
 県税・
 地方法
 人
 交付要求（参加差押）

 に改める。」

第68号様式その1表面中「県税の納税等の証明書交付申請書」を「県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書」に改め、「法人事業税」の次に「、地方法人特別税」を加え、「本人が」を「御本人が」に改める。

第78号様式を次のように改める。

第78号様式 (第32条関係)

法人の県民税課税免除申請書

年 月 日	所在地及び 電 話 番 号	(電 話)
	法 人 名	
	代表者氏名印	Ⓜ
県民センター所長 様		

島根県県税条例第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

事業目的及び事業の種類	
収 益 事 業 の 有 無	有 ・ 無
年 度	年 度
前年 4 月 1 日から本年 3 月31 日までの期間中において事務 所等を有していた月数 Ⓜ	月
均等割額 (円) × $\frac{\text{Ⓜ}}{12}$	円

備考 この申請書には、次の書類を添付すること。ただし、前年度課税免除された法人は添付を省略することができる。

- (1) 事業内容を証する書類 (事業報告書及び定款、寄附行為若しくは規約又は綱領等)
- (2) 収支の状態を証する書類 (収支計算書等)
- (3) 財産の状態を証する書類 (財産目録、貸借対照表又は正味財産増減計算書)

第89号様式その 1 表面を次のように改める。

第89号様式その 1 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正 (決定) 通知書

〒

様

県民センター所長

第 年 月 日

印

次のとおり課税標準額及び税額の更正 (決定) 並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

事業年度又は 連結事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			法 人 番 号	
事 業 税					県 民 税	
摘 要		課税標準	税率 / 100	税 額	課 税 標 準 の 総 額 円	
所得割	所得金額総額	円			法人税割額	課税標準の総額
	年400万円以下の金額			円		本県分課税標準額
	年400万円を超え年800万円以下の金額					法人税割額 ($\frac{\quad}{100}$)
	年800万円超の金額又は軽減税率不適用					外国の法人税等の額の控除額
	計					仮装経理に基づく法人税割額の控除額
付加価値割	付加価値額総額				均等割	利子割額の控除額
	付加価値額本県分					差引法人税割額
資本割	資本金等の額総額				均等割	既納付確定法人税割額
	資本金等の額本県分					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
収入割	収入金額総額				均等割	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額
	収入金額本県分					納付すべき法人税割額
合 計 事 業 税 額					均等割	算定期間において事務所等を有していた月数 月
仮装経理に基づく事業税額の控除額						均 等 割 額
課 税 免 除 額					均等割	既納付確定均等割額
既 納 付 確 定 事 業 税 額						納付すべき均等割額
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					利子割額に関する計算	利 子 割 額
納 付 す べ き 事 業 税 額						控 除 し た 金 額
地方法人特別税	合計地方法人特別税額					控除しきれなかった金額
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額					既に還付を請求した利子割額
	既納付確定地方法人特別税額					既還付請求利子割額が過大である場合の納付額
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				利 子 割 還 付 額		
納付すべき地方法人特別税額						
加 算 金						
		不申告加算金	過少申告加算金	重加算金		
決 定 額		円	円	円		
既 決 定 額						
納 付 す べ き 額						
納 期 限		年 月 日				
納 付 す べ き 額		~ 計 円				
納付すべき額がマイナスの場合は減少額となる。						
更正・決定根拠 (地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により、法人の事業税の例により地方法人特別税の賦課徴収を行う場合を含む。)						

この処分に対する不服申立ての方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください。

第89号様式その 1 裏面中

- 「 2 会計監査人の監査を受けなければならないことなどのため申告期限の延長を受けている場合には事業年度又は連結事業年度終了の日後 2 か月を経過した日から納期限までの期間の日数に応じて次の割合で計算した延滞金を加算してください。」
- 「 2 法人事業税及び地方法人特別税については、合算した額で延滞金を計算します。
- 3 会計監査人の監査を受けなければならないことなどのため申告期限の延長を受けている場合には事業年度又は、連結事業年度終了の日後 2 か月を経過した日から納期限までの期間の日数に応じて次の割合で計算した延滞金を加算してください。」
- 「 3 更正」を「 4 更正」に、「 4 不足税額」を「 5 不足税額」に、「 5 延滞金」を「 6 延滞金」に改める。
第89号様式その 2 表面を次のように改める。

第89号様式その2 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正(決定)通知書

〒

様

県民センター所長

第 号

年 月 日

印

次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

法人課税信託の名称							
事業年度		年 月 日から 年 月 日まで		法人番号			
事業税				県民税			
摘要		課税標準	税率/100	税額		課税標準の総額 円	
所得金額	総額	円				本県分課税標準額	
	年400万円以下の金額			円		法人税割額 () / 100	
	年400万円を超え年800万円以下の金額					外国の法人税等の額の控除額	
	年800万円超の金額又は軽減税率不適用					利子割額の控除額	
	計					差引法人税割額	
合計事業税額				既納付確定法人税割額			
課税免除額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
既納付確定事業税額				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				納付すべき法人税割額			
納付すべき事業税額				利子割額			
地方法人特別税	合計地方法人特別税額			控除した金額			
	既納付確定地方法人特別税額			控除しきれなかった金額			
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額			既に還付を請求した利子割額			
	納付すべき地方法人特別税額			既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
				利子割還付額			
加算金							
		不申告加算金	過少申告加算金	重加算金			
決定額		円	円	円			
既決定額							
納付すべき額							
納期限		年 月 日					
納付すべき額		~ 計		円		納付すべき額がマイナスの場合は減少額となる。	
更正・決定根拠(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により、法人の事業税の例により地方法人特別税の賦課徴収を行う場合を含む。)							

この処分に対する不服申立ての方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください。

第89号様式その 2 裏面中

「 2 更正があった場合において、更正の通知をした日が申告書本来の提出期限若しくは申告日のいずれか遅い日から 1 年を経過した日後であるときは、当該 1 年を経過した日から当該通知をした日（法人税の所得を基準としたものは税務官署が更正、決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除してください。」

「 2 法人事業税及び地方法人特別税については、合算した額で延滞金を計算します。

3 更正があった場合において、更正の通知をした日が申告書本来の提出期限若しくは申告日のいずれか遅い日から 1 年を経過した日後であるときは、当該 1 年を経過した日から当該通知をした日（法人税の所得を基準としたものは税務官署が更正、決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除してください。」

「 3 不足税額」を「 4 不足税額」に、「 4 延滞金」を「 5 延滞金」に改める。

第91号様式中「法人の事業税」の次に「・地方法人特別税」を加え、「付でされた申告期限の延長申請」を「付けて申請された申告期限の延長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県税条例施行規則の規定中法人の事業税及び地方法人特別税に関する部分は、平成20年10月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）並びにこれらと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の島根県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。